

○沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則

平成21年9月18日教育委員会規則第8号

改正 平成24年3月30日教育委員会規則第5号
令和3年3月26日教育委員会規則第2号
令和5年3月31日教育委員会規則第6号
令和8年3月31日教育委員会規則第6号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、沖縄県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の教育委員会規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第6条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 沖縄県立青少年の家指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、教育庁生涯学習振興課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(利用の手続等)

第4条 条例第11条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家利用許可申請書（第2号様式）を指定管理者に提出しなければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の申請があつた場合において、指定管理者は利用又は変更の許可をしたときは、沖縄県立

青少年の家利用許可書（第3号様式）を交付するものとする。

（利用料金の免除）

第5条 条例第16条第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ沖縄県立青少年の家利用料金免除申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第16条第2項の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 児童生徒（就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）及びその引率者が教育課程に基づく教育活動として利用する場合

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が利用する場合

(3) 沖縄県又は沖縄県教育委員会が主催する研修又は行事に利用する場合

3 指定管理者は、利用料金の免除を承認したときは、沖縄県立青少年の家利用料金免除承認書（第5号様式）を利用者に交付するものとする。

（入所の禁止等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入所を禁じ、又は退所を命ずることができる。

(1) 感染症患者

(2) 酩酊者

(3) 青少年の家の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(4) その他指定管理者が適当でないと認める者

（附属設備の利用料金）

第7条 条例別表第2に規定する教育委員会規則で定める額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（事業報告書の内容等）

第8条 条例第18条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 青少年の家の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(2) 業務に係る収支状況

(3) 青少年の家の利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（沖縄県立青年の家の管理に関する規則等の廃止）

2 から 6 （略）

附 則（令和8年3月31日教育委員会規則第6号）

この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第2条及び第8条の改正規定（「教育委員会」を「教育長」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

音響映像器具の利用料金

区分		単位	基準額
プロジェクター	児童及び生徒	1台	120円
	一般及び学生	1台	250円

ワイヤレスマイク	児童及び生徒	1 式	90円
	一般及び学生	1 式	190円

備考 音響映像器具の利用料金の基準額は、4時間ごとの額とする。

別表第2（第7条関係）

冷房設備の利用料金

区分	単位	基準額
研修室等（小）	1 時間	170円
研修室等（中）	1 時間	330円
研修室等（大）	1 時間	510円